



第7回ITU-T SG3会合報告

KDDI 技術企画本部 標準戦略室

ほんどう えりこ
本堂 恵利子



1. SG3概要

ITU-T SG3は、T（標準化）セクターのSGの1つで「料金及び会計原則」を扱う。議長はKDDIの津川氏が2017年からの期に2期目を務めている。2017-2020研究会期の最終会合が2021年12月13日～17日の日程で、2020年4月以降、4度目のバーチャル形式で開催された。出席は36か国から84名で、日本からは総務省料金サービス課、NTTドコモ、ソフトバンク、IJJ、KDDIが参加した。

2. SG構成の更新

課題8のラポータが、前任者の都合により空席となったことから、新たにガンビア（GAMTEL）より任命された。

3. 勧告の採択

前回国会で合意した以下1件の勧告が採択された。

D.1102 Customer redress and consumer protection mechanisms for OTTs

概要：音声・メッセージ・映像電話等サービスのOTT利用に必要な消費者保護及び救済メカニズムの国際的フレームワークを提案するもの。具体的内容は、日本で一般的に行われている消費者及び個人情報保護措置に準じるもの。

(OTT (Over The Top)：一般的には、動画・音声などのコンテンツ・サービスを提供する事業者若しくはそれらコンテンツ・サービスそのものを指し、通信設備を持たずに、免許制度は通信事業者と異なるまま、通信事業者とほぼ同じ若しくは類似するサービスを無料等で提供する事業体を指す。ITUでのOTTの定義は定まっていない。)

議論の様子：本勧告には6か国の郵便投票の回答があり、すべて賛成であった。カナダから、回答に合わせてコメントが提出されたため、当初初日のプレナリーで文言調整を試みたが、カナダのコメントに加え、韓国がフロアより個人情報の扱いについて明確化を求める意見表明をしたため、Working Party（以下、WP）4にてそれらコメントに関する議論を行うことになった。最終日のプレナリーに合意された改訂案が共有され、本勧告採択となった。（WP4での議論の様子詳細は8章に記載）

4. 勧告補遺文書の合意

今回の会合で以下勧告の補遺文書に合意した。

D.52 Supplement 5 to Recommendation ITU-T D.52, Implementation guidelines for Recommendation ITU-T D.52 focusing on operationalization of regional Internet exchange points

概要：アフリカ諸国提案を発端とし、地域IXP(Internet Exchange Point)設置実施に関わるアプローチ、運用モデル、マネージメント、ガバナンス及び精算ポリシー等についてまとめたもの。

議論の様子：本提案は、11月ラポータ会合での検討を経て、アフリカ諸国が最終案を寄書にて提出した。アフリカ諸国ではカメルーン以外にIXP設立の好事例が見付けられていないことから、早期補遺文書完成が優先され、ケーススタディを掲載する項は削除の上最終化された。

5. ワークアイテムの整理

今期設定されているワークアイテムについては、かねてより、stale（進捗が無い）状態であるものについて来研究期に向けた継続可否確認をするよう、各課題ラポータに業務依頼があった。今回の会合で、SG3全課題の既存ワークアイテムリストが改めて共有され、期間中必要に応じ各WPで個別の議論・課題整理を実施した。各課題ラポータによる検討及びWPでの最終確認を経て、来期での継続研究には十分なサポートが無い若しくはサポートされていないと判断されたワークアイテムは、最終日のプレナリー会合で、今期で終了と決定された。Stale状態であっても、参加者より研究継続意思が表明されているものは、次会期初回SGへの寄書提出状況を見つつ、継続可否を審議することとなった。この議論の中で、米国より、SG3は広く規制に関連する課題が参加者の興味であることを認識の上、できるだけワークアイテムを整理しつつ、ワークアイテム継続及び勧告作成の必要性・クライテリア整理の議論が必要である、との発言があった。

Stale状態のワークアイテムの定義や扱いについては、2022年1月TSAGに中国が寄書を提出し、短期的に合意に達することが困難だが非常に関心の高いものを単にstaleとしな

よう意見表明している。これについては、WTSA-20（2022年3月）後のTSAGで継続検討されることになっている。SG3でも今後、Tセクターでのルール作りと他SGの実状を勘案の上、効果的な研究を実施していくことになると思われる。

6. WTSA-20に向けた準備

WTSA-20に提出するSG3活動報告及び次期研究期課題案については、現副議長のアハメッド・サイド氏（エジプト）が取りまとめを担当し、文書を完成させた。次期課題案は、今期からの大幅な変更は無い。今回のSGでは課題案の最終確認が行われた。

7. OTT Taxation ワークアイテム設定議論

2013-2016研究期よりOTTに関する課題を扱い、今研究期は3件の勧告を作成した後も、途上諸国によるOTTとの良好な関係づくりのための、環境改善、規制の在り方の更なる検討を求める寄書提出は続いている。

現在の焦点はOTTに対する課税研究ワークアイテム設定である。2020年4月のSG会合に、エジプトがOTTに対する課税研究ワークアイテムを作ることを寄書で提案した。それ以降、本件についての議論は、賛成派・反対派の間で平行線をたどっている。ワークアイテムづくり賛成派が作成したいものは、勧告等の新たなルールではなく、既存の取決めや他国際機関などでの検討をレポートでまとめる、ということだが、OTTへの課税という国内の財務監督系官庁の所轄であり通信の標準化とは直接関係が無い（と思われる）問題を、SG3で扱う適切性に対する見解が、賛成派（主に途上諸国）と反対派（主に先進国）で異なっている。今回の議論でもワークアイテムを作るという合意には至らず、今までの合意事項である、まずは関係のワークショップをITUで開催し、その後具体的なワークアイテムの研究内容について検討することが再確認されるにとどまった。

議論の背景には、国による課税所轄の違いも多少あるようだが、その他に、現在複数の他国際機関・多国間交渉の場で行われているデジタル課税の課題を、それらの枠組みの外の国々が、SG3（自分たちの土俵）でも議論すべき、との問題意識があると認識している。

参考情報として、デジタル課税に関して議論を行っている一部の国際機関等の状況を表1にまとめる。（注：本件に関し、SG3ではOTT課税、OECD他ではデジタル課税等の言葉が使われている。前述のとおり、ITUでのOTT定義は定まっていない部分があるが、課税対象者

表1. デジタル課税議論の概要

加盟国・メンバー	議論・決定事項等
OECD	南北アメリカ大陸から欧州、アジア・太平洋地域までの38か国（上記の他、主要パートナー59国は通常活動に参加可能） 包括的規制改革議論の一環として、税法遵守と公平競争の観点から、デジタル企業への課税はデジタルサービス提供されている市場にも課税権を付与すること。①グローバルな最低税率の導入。②経路を越えた課税を排除。③世界市場の法人税負担率を15%とし、対IT大手など対称とする「デジタル課税」導入に138か国が合意。2023年の実施を目指す。（2021年10月）
EU	欧州地域の27か国 OECDでの議論を基に、膨大な利益を上げる多国籍IT企業（Gatekeepers）の課税逃れを防止するため課税対象を絞る方針だったが、最低法人税率成立交渉に注力のためデジタル課税推進は先送り。（2021年7月） （参考：2021年11月23日採択されたEU Digital Markets Act（独占禁止を目的としたもの）は、主要GAFAs等が対象となり、課税の場合の罰金が科せられる）
G7	カナダ、フランス、ドイツ、イタリヤ、日本、英国、米国 多国籍企業への課税強化は利益率の高い企業を対象とし、利益の一部に課税して国ごとに公平に分配するルール導入を目指すこと一決。（2021年6月）
G20	米国、英国、仏、ドイツ、日本、イタリヤ、カナダ、EU、ロシア、中国、インド、ブラジル、メキシコ、南アフリカ共和国、オーストラリア、韓国、インドネシア、サウジアラビア、トルコ、フィリピン 経済のグローバル化とデジタル化に対応した国際課税の枠組みについて調整レベルで最終合意。（2021年10月） ・法人税の最低税率を15%に定め、工場や店舗等物理的拠点を課税の根拠としてきた原則を変更していく。2022年に各国が国内法を整備。 ・デジタル課税は売上高200億ユーロ超、利益率10%超が対象等。2022年に多国間条約を結び、それまで各国独自で導入したものは停止し、2023年導入を目指す。 （※各国署名要件等を参考）

は今のところどちらもほぼ同じであると想定。）

8. OTT消費者保護勧告最終化（WP4での議論の様子）

OTT消費者保護勧告案（D.1102）についてカナダが郵便投票で述べていたコメントは、7.1項 Access to and use of personal dataにshallが使われている点で、これはエディトリアルな問題として調整が図られた。一方、韓国（ETRI）のコメントは、同7.1項中にある、porting dataの定義の確認で、Personal Dataの定義は国によって異なるため、現状の書きぶりだと、政府にプロバイダ間のデータ移転を義務付ける解釈も可能となることを懸念していた。このため、本勧告で未定義の用語は各加盟国の解釈による、という一文を追加することが併せて提案された。

これについて勧告案を最終的に取りまとめていたジンバブエが、shallからshouldへの変更及び未定義用語については加盟国の解釈との一文追加に合意した。

9. ビックデータに関わる勧告及びレポートの案

国際通信サービス及びネットワークに関わるビックデータの経済的政策的側面に関するレポート草案が、アフリカ諸国提案を発端に進められている。過去のSG3会合での議論で、OECDやWEF（World Economic Forum）でも類似の研究が行われていることからそれらを参照しレポート案を更新することになっていたが、具体的進捗が不明確であると米国より指摘があった。このため、上記他国際機関の研究内容参照については次会期への寄書提出が、また、TセクタのSG13、17、20にリエゾンを送り、現状のドラフトにコメントを求めることが、議長より求められた。

また、並行して同課題の勧告作成もワークアイテムとして設定されており、今回のSGに早期最終化を求める寄書の提出もあったが、今後のラポータ会合等で上記他SGからのコメントを踏まえた継続検討を実施し文書草案を進捗さ

せることで集約された。

10. IoT/M2Mにおけるローミング料金原則レポート作成

本ワークアイテムについては、米国AT&Tが、パーマネントローミングを推進するコンテンツを積極的に提供している。パーマネントローミングとは、一時的な他国への入国・移動等で利用する国際ローミングとは別に、永続的に国際ローミング接続を行う（現在一般的には、機器等にSIM機能を内蔵するケースなど）場合の考え方及び利用の仕方を指し、その利活用に関する議論はかねてより行われている。

AT&Tは、パーマネントローミングの利点は、各国の関係制度変更無しにローミングの枠組みでサービス提供が可能なことであり、パーマネントローミングの禁止はIoT/M2Mビジネスの可能性拡大に重要な障壁となると指摘している。具体的な障壁としては、ライセンス、輸出、新たな契約締結、正しいプラットフォームでのIMSIアクティベーション等の問題が発生するとしている。

パーマネントローミングを禁止している国がいくつかあるという情報があるが、SG3では、ブラジルが上記提案について懸念を表明し継続議論を行うべきとしている。本件のエディターが前回SG会合以降、米国（FCC）となり、AT&Tの提案がありつつも公平な議事で同レポートドラフトを進捗させ、今回のSGでベーステキスト更新に合意を得た。

11. ライセンス付与メカニズム研究

ソナテル（セネガル）を中心にアフリカ諸国が、ライセンス/認可に関連する手数料の多寡（周波数使用料やオークション料金の価格算定方法）を決定するためのガイドライン作成について今回のSGに寄書を提出した。本件は、2013-2016研究会期に提出された寄書をベースにワークアイテムが作られていたが進捗が無く、今期最終会合での寄書提出には、このアイテムの削除を避けたい意図が背景にある様子であった。米国よりITU-Dのレポートやケーススタディ等も考慮に入れるべきとコメントがあり、日本からも地域勧告や技術報告書作成も視野に入れるべきとコメントした。

12. 今研究会期の成果のまとめ

2017から2021年までの今研究会期で、SG3は9件の新規勧告を作成した。（表2）政策的な事柄を含む議論をじっくり行うSG3は、Tセクターの他SGと比較し勧告作成数は多くないが、今期の9件は前研究期の5件より多い。また、そ

■表2. 今期作成した勧告

ITU-T SG3 2017-2021 新規作成勧告	
ITU-T D.198	Principles for unified format of price/tariffs/rates-lists used for exchanging telephone traffic
ITU-T D.262	Collaborative Framework for OTTs
ITU-T D.263	Costs, Charges and Competition for Mobile Financial Services (MFS)
ITU-T D.264	Shared uses of telecommunication infrastructure as possible methods for enhancing the efficiency of telecommunications
ITU-T D.1040	Optimizing terrestrial cable utilization across multiple countries to boost regional and international connectivity
ITU-T D.1101	Enabling environment for voluntary commercial arrangements between telecommunications network operators and OTT providers
ITU-T D.1140/X.1261	Policy Framework including Principles for digital identity infrastructure
ITU-T D.1041	Policy and methodological principles for determining co-location and access charges
ITU-T D.1102	Customer redress and consumer protection mechanisms for OTTs

の他には全14件の勧告補遺文書、テクニカルレポートを作成し、この数字も前研究期の5件よりかなり多い。

今期一番注目を集めた課題は、3件の勧告を作成したOTT関連と言える。2018年の全権委員会議（ドバイ）では、SG3で作成した勧告が決議26の作成議論及び文言検討で活用されている。

今期残存課題から、来期に活発な議論が想定されるもののひとつは、IoTに関連するもので、精算・Billingに関する共通項の確立や、ローミングに関わるIoT/M2Mのレポート作りが検討されている。その他、Distributed Ledger Technology (DLT) を使った国際精算の検討の必要性もインドより提案されているところで、今後活発な検討が期待される場所である。

13. 今後の予定

WTSA-20後の来研究期第一回SG会合は、2022年5月23日～27日で予定されている。

その他、地域会合の予定は表3のとおり。

■表3. 今後の会合予定

会合名	開催地	日程
SG3RG-APR Regional Group for Africa		2-5 May 2022
SG3RG-AO Regional Group for Asia and Oceania		April 2022 (TBC)
SG3RG-ARB Regional Group for the Arab Region	Cairo, Egypt	June/July 2022 (TBC)
SG3RG-LAC Regional Group for Latin America and the Caribbean		Second half of June 2022 (TBC)
SG3 2022		23-27 May 2022 (TBC)

14. 最後に

今期最終SGを無事終了した12月17日最終プレナリーにて、津川議長に対し、日本を含む多くの参加各国及びITU-T事務局より謝辞表明があった。また、SG議長・副議長、Working Party議長・副議長、ラポータ他役職者に対して、TSBより感謝状が贈られた。